

広陵町
宅地開発等指導要綱
技術基準

この技術基準は、広陵町宅地開発等指導要綱（令和6年3月28日施行）に定める開発行為において、新たに造成され広陵町に帰属される公共施設及び開発区域周辺の広陵町が所有する既存公共施設について、必要な事項を定めるものとする。

◆ 道路に関する技術基準

1. 道路の幅員

(1) 開発道路

- ① 開発区域内の道路幅員は6 m以上とする。道路幅員とは有効幅員とし、道路の付属物である保護路肩は含まない。
- ② 袋路地となる場合は、道路延長に関わらず直径8 mの円が収まる転回路を確保することとする。

(2) 既存道路

- ① 開発区域に隣接している道路幅員等については周辺の土地利用状況等に応じ、道路管理者と協議を行うこととする。

2. 道路の構造

(1) 道路の舗装

- ① 路面は、アスファルト舗装とする。
- ② 舗装構成は表層5 cm、上層路盤10 cm、下層路盤15 cmとする。道路改修や道路拡幅の場合は原型復旧を基本とする。

(2) 構造

- ① 隣接地と比して、道路計画高が高い場合は道路区域内に道路擁壁を設けること。擁壁に代わり、側溝を布設する場合は土留めタイプとすること。
- ② 隣接地と比して、道路計画高が1 m以上高い場合、もしくは隣接地が転落時の危険が見込まれる場所の場合は転落防止柵（H=1100 以上）を設けること。隣接地と比して、道路計画高が1 m以下の場合は視線誘導標等を設置することとする。
- ③ 道路構造物については、「道路土工—擁壁・カルバート・仮設構造物工指針」によるプレキャスト製品、国土交通省標準タイプを使用するものとし、その他のものを使用する場合は構造計算を行うこと。
- ④ 開発道路が法面により道路構造が成り立っているものは原則認めない。
- ⑤ 開発行為に伴い、水溜まりができるおそれのある箇所については、既存擁壁が露出しないうち天端30 cm撤去の上、排水構造物を設けることとする。

3. 道路の横断勾配及び縦断勾配

道路の横断勾配は原則、両勾配とし、2%とする。道路縦断勾配は8%以下とする。

4. 道路の排水施設

(1) 共通事項

- ①道路の路面排水は、自由勾配側溝、L型側溝等を設けて流末排水施設に接続すること。
- ②使用するグレーチングは普通目・T25・音鳴り防止とし、10m毎及び折れ部に設置すること。
車両の横断走行が想定される箇所についてはボルト固定を標準とする。
- ③流水面の勾配は0.3%以上とする。

(2) 自由勾配側溝

- ①コンクリート蓋を使用する場合は音鳴り防止を標準とする。
- ②20m毎に泥だめを設置し、折れ部及び流末部は泥だめを設けること。

(3) L型側溝、V型側溝

- ①L型側溝は乗り入れタイプを使用すること。
- ②街渠柵は20m毎に設置し、泥だめを設けること。

(4) 横断側溝

- ①道路縦断勾配が4%以上もしくは区間延長が40m以上となる場合は、路面排水処理のため横断側溝を設けること。
- ②横断側溝の接続箇所は街渠柵とする。

(5) 道路に埋設する管渠の構造

- ①管渠は外圧に対して耐久力のある材料を用い、維持管理上支障のない場所に設置すること。
- ②管渠は、硬質塩化ビニール管を標準とする。
- ③管渠は土被り600mm以上とする。
600mmを下回る場合は重圧管とする。離隔が確保できない場合は別途協議を行うものとする。

5. 側溝貯留及び道路区域内の浸透施設の設置について

- (1)側溝貯留における最大水深は側溝の8割水深以下までとする。
- (2)側溝貯留時におけるグレーチングについては40kg/枚以上の場合は分割し設置すること。
- (3)必要貯留量を確保するための透水性舗装は、洗掘等により道路施設の維持管理が困難になるため認めないものとする。

6. 道路の形状及び交差

- (1)道路法線は原則、整形なものとする。
- (2)道路の交差は変形交差並びに多岐交差を避けた道路形状とする。
- (3)隅切りは原則、両隅切りとし、隅切りの斜辺は5m以上とするが、次の項目のいずれか

に該当し、両隅切りの設置が困難な場合は道路管理者との協議の上で、片隅切りを認めるものとする。

ア. 隣地に協力が得られない場合

イ. 土地利用計画、やむを得ない理由がある場合

◆雨水流出抑制施設に関する基準

1. 雨水流出抑制施設の種類

広陵町へ帰属される雨水流出抑制施設は、調整池、地下式貯留、側溝貯留とする。

ポンプ設備による排水は認めないものとする。

2. 雨水流出抑制施設の構造

(1) 調整池の基本構造

- ①雨水調整方式は自然放流方式とし、出水時において人為的操作を必要とするゲート等は設置しないものとする。
- ②施設の設置位置は、対象となる開発区域の降雨を、有効に集水させることが可能な場所、且つ公道に2 m以上接し、私道等私有地を介さず管理車両が進入できる場所とする。
- ③施設を構成する構造物はすべて施設用地内で築造するものとし、隣地と兼ねた構造は認めないものとする。また、施設内に地下水の流入がないように水密な構造とし、水抜孔を設けてはならないものとする。浮力、外水圧、内水圧等に対して安全な構造とする。また外周は高さ1.8 m以上のフェンスを設け、門扉（内側、観音開き、両面）を最低1箇所は設けることとする。
- ④最高水位からたて壁天端までの高さ(余裕高)は30 cm以上とする。
最高水位は計画水位からの越流水深より算出するものとする。
- ⑤調整池には低水時すみやかに排水ができるように、流入部からオリフィスまで導水溝を設けることとする。また導水溝に向けて池底に排水勾配を設けることとする。
- ⑥管理上池の底面に昇降できるようタラップ等の昇降設備を設けることとする。
- ⑦施設内に流入する管等の管底は、調整池の最高水位よりも高い位置になるようにすること。
- ⑧流末部の放流管が放流先水路の計画高水位より低い位置に放流する場合は、フラップゲート等の逆流防止措置を講ずるものとする。
- ⑨放流部にはオリフィス孔を設けること。
オリフィス孔は導水溝底面と高低差を設けないこととする。
- ⑩オリフィス孔の口径は、原則として5 cm以上とし、オリフィス孔の閉塞が生じないようにするため、深さ10 cm程度の泥だめ、カゴ型スクリーン(腐食耐性を有する金属)を設けること。

(2) 地下式貯留の構造について

- ①地下式貯留施設の上部構造は広場の設置構造に基づき設置すること。
- ②地盤条件及び周囲の地下水位を考慮した上で、沈下、浮き上がりが生じないように、構造書を提出すること。
- ③水密性が確保されていることを示すこと。
- ④点検口を 2 箇所以上設けること。また点検口は内部で管理者が作業できる大きさとする。

◆下水道に関する技術基準

1. 排水施設の構造

- (1) 下水用硬質塩化ビニール管を使用し、ゴム輪受口片受直管を標準とする。
- (2) 最小本管径は 200mm とする。
- (3) 本管の塩化ビニール管の埋設は、接続する汚水樹の深さが十分確保できるよう布設すること。
- (4) 掘削幅 $\phi 200 = 90$ cm 以上とする。
- (5) 管下 10 ~ 20 cm ・ 管上 10 cm は砂基礎で埋め戻すこと。
- (6) 砂基礎の上は再生 CR で埋め戻し、30 cm 毎に転圧すること。
- (7) 配水管、給水管、ガス管及び道路側溝との離隔を 1.0 m 以上確保すること。
- (8) 構造物及び管路交差部（配水管、給水管、ガス管及び道路側溝）との離隔を 30 cm 以上確保する。
- (9) 埋め戻し及び離隔については、取付管も同様とする。
- (10) 基礎地盤が軟弱な場合は、改良を行うこと。
- (11) 本管の勾配は、5‰ を標準とする。

2. マンホールの構造について

- (1) 1 号人口を標準とし、合流箇所及び起点は人孔を設置すること。
- (2) マンホール間隔は、最大 50 m とする。
- (3) 人孔と管との接合は、可とう継ぎ手を使用する。
- (4) 人孔内は管底接合とし、人孔内落差は最小 2 cm とする。
- (5) 落差が 60 cm 以上の場合は、内副管を設置する。
- (6) 落差が 60 cm 以下の場合は、必要に応じてバツフル板等を設置する。
- (7) 蓋は、広陵町の町章入りのものを用いる。

3. 取付管について

- (1) 取付管径は150mmとする。
- (2) 自在曲管を使用する場合は45度以内とする。
- (3) 本管との取付は90度以上を基本とする。
- (4) 人孔取りを標準とし、可とう継ぎ手を使用する。
- (5) 本管取付の場合は、ワンタッチ式メカロック支管（自在受口タイプ）を使用する。

4. 汚水枳について

- (1) 下水道用硬質塩化ビニール枳を使用し、標準深さは $H = 1.3$ m、最小深さは $H = 1.0$ mとする。
- (2) 宅内排水管の勾配を2%、土被りを20cm以上確保できるよう設置する。
- (3) 鋳鉄製（広陵町章有）の台座付防護蓋を使用する。
- (4) 口径については、下記のとおりとする。

$H = 1.5$ m未満	: $\phi 200$ mm
$H = 1.5$ m以上2.0 m未満	: $\phi 300$ mm
$H = 2.0$ m以上	: 要協議

排水量等により変更する場合がある。
- (5) 縦断面図及び平面図については、下水道台帳の高さを表示する。

5. 排水計画

(1) 設計流速の範囲

0.6 ~ 3.0 m/s

(2) 計画汚水量の算定（時間最大）

住居系 : 550 $\frac{\text{L}}{\text{人}} / \text{日}$

それ以外 : 要協議

(3) 流下能力の算定

$Q = A \cdot V$ で求め、流速はマンニング式を用いる。

(4) 流下能力は計画汚水量に対して下記の余裕を見込む。

$\phi 700$ 未満 : 100%

$\phi 700$ 以上 $\phi 1650$ 未満 : 50%以上100%以下

$\phi 1650$ 以上 : 25%以上50%以下

将来的にさらなる流入の見込みがない排水施設については、この限りでない。

◆公園及び広場、緑地に関する技術基準

1. 公園及び広場の計画

- (1) 原則として、幅員 4 m 以上の道路に面し、管理用車両が出入りできることとする。
- (2) 設置位置については、安全性・利便性を考慮し選定すること。
- (3) 原則として広場施設以外による地上及び地下の占有がないこと。
(消防貯水施設等の管理者が承認した施設は除く。)

2. 公園及び広場の形状

- (1) 広場の形状は、有効利用を図るため、長方形・正方形の整形なものとし、平坦地とすること。
- (2) 2 m 以上の出入り口を 1 箇所以上は設けること。

3. 公園及び広場の構造

- (1) 外周部は出入り口以外は高さ 80 cm のフェンスを設置し、隣接地と高低差が 1 m 以上の場合は 1.1 m のフェンスを設置すること。
- (2) 出入り口には車止め(着脱可能式)を設けること。
- (3) 原則、防草対策を講じること。
- (4) 遊具及び休養施設を設置する場合は、別途協議とする。